

本部町障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本部町が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく施設

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）から（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア） 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- （4） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達の推進方法

- （1） 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各課局の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- （2） 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び本部町契約規則（昭和 52 年本部町規則第 3 号）第 18 条の規定に基づく、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を維持するなど、調達の推進に努めるものとする。
- （3） 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各課局へ情報提供する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 担当課は、本方針を策定し、又は見直した時は、本部町ホームページ等により公表する。
- (2) 担当課は、調達実績について、翌年度の7月末までに概要を取りまとめ、本部町ホームページ等により公表する。

9 調達の目標

前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努めるものとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附 則

本方針は、公示の日から施行する。